



お知らせ

第2回男女共同参画推進部会の傍聴

日10月26日(休)午後2時~4時
場男女共同参画センターらぶらす
申10月13日までに、**区**オンライン手続き 先着10人
問人権・男女共同参画課
 ☎6304-3453 FAX6304-3710

第5回スポーツ推進審議会の傍聴

日9月26日(火)午後7時~9時
場区役所第1庁舎5階庁議室
申9月21日までに、電話またはファクシミリ(記入例3面)でスポーツ推進課(☎5432-2742 FAX5432-3080)へ 抽選6人

9月1日付の民生委員・児童委員をご紹介します

地域の身近な相談役として、厚生労働大臣の委嘱を受け、無報酬で、地域福祉の向上に努めています。お気軽にご相談ください。

氏名	担当区域等
杉山 和代	主任児童委員(等々力地区)

問生活福祉課 ☎5432-2767 FAX5432-3020、玉川総合支所生活支援課 ☎3702-1730 FAX3702-1520

都市計画案等の公告・縦覧

以下の各案に意見書を提出できます。

①都市計画法第17条に基づく都市計画案

- ①地区計画(補助26号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区)の決定
- ②高度地区(補助26号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区)の変更

②街づくり条例第14条に基づく地区街づくり計画案

地区街づくり計画(補助26号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区)の策定

縦覧・意見書提出期間 / 9月20日~10月4日(必着)

縦覧場所 / 都市計画課、総合支所街づくり課

意見提出方法 / 書面(書式自由。計画案の名称、意見、住所、氏名を明記)を郵送、ファクシミリ

または持参で①は都市計画課(〒158-0094 玉川1-20-1 ☎6432-7148 FAX6432-7982)、②は北沢

総合支所街づくり課(〒155-8666 北沢2-8-18)へ

問北沢総合支所街づくり課

☎5478-8073 FAX5478-8019

障害のある方

ひまわり荘障害者パソコン教室(10月~6年3月)

対区内在住で障害者手帳等をお持ちの方

日10月~6年3月の毎週①火曜(基礎コース)

②金曜(テーマ別選択応用コース) ③木曜(視覚障害者向け) いずれも午前10時30分~午後0時30分または午後1時30分~3時30分

場障害者休養ホームひまわり荘

費教材費実費

備9月19日(火)午前10時45分~正午に抽選・説明会あり(要参加)。

担当=障害者地域生活課

申9月15日午後4時までに、電話またはファクシミリ(記入例3面。①~③の別、時間も明記)でNPO法人ウィーキャン世田谷(☎・FAX6413-0705)へ 抽選①②各回4人③各回2人

自動車燃料費を助成します

5年度上半期分(4~9月分、限度額1万3800円)の交付申請を受け付けています。

備助成を受けるには、総合支所保健福祉課で、助成資格認定の申請手続きが必要です。対象者の要件や申請に必要なもの等詳しくは、お問い合わせください。

申10月10日までに、領収書(助成対象期間内のものに限る)を添付した申請書を障害者地域生活課(☎5432-2223 FAX5432-3021)へ

問総合支所保健福祉課(世田谷☎5432-2865 FAX5432-3049、北沢☎6804-8727 FAX6804-8813、玉川☎3702-2092 FAX5707-2661、砧☎3482-8198 FAX3482-1796、烏山☎3326-6115 FAX3326-6154)

年金

年金生活者支援給付金の受取りには手続きが必要です~新たに対象となった方へ

一定の所得要件を満たした基礎年金受給者(高齢・遺族・障害)で、新たに年金生活者支援給付金の支給対象となった方へ、9月から順次、日本年金機構から簡易な請求書(ハガキ型)が送付されます。ご自身で氏名等を記入して日本年金機構へ返送してください。

なお、支給要件の確認が必要な方には、年金生活者支援給付金請求書(A4型)及び所得状況届等が送付されます。期限内に手続きください。

備電話での案内はありません。詐欺等にご注意ください。

担当=国保・年金課国民年金係

問年金生活者支援給付金専用ダイヤル☎0570-05-4092(050から始まる電話からは☎03-5539-2216)、世田谷年金事務所三軒茶屋相談室☎03-6844-3871(音声案内「1」→「2」)

FAX03-3421-1147



詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください▶

介護保険

65歳以上の方(第1号被保険者)の5年度介護保険料を減額します

対65歳以上で次の全てを満たす方

①介護保険料段階が第3段階または第4段階②現在、生活保護を受けていない③介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に入所していない④自宅以外に不動産を所有していない⑤所得税及び住民税を納めている人の扶養を受けていない、また生計が同一でない⑥健康保険(医療保険)の被扶養者となっていない(国民健康保険、後期高齢者医療制度、任意継続健康保険は可)

⑦世帯の年間収入金額が150万円以下(2人以上のときは1人あたり50万円を加えた金額)⑧世帯の預貯金、有価証券等の合計額が350万円以下(2人以上のときは1人あたり100万円を加えた金額)⑨保険料に未納がない ※住所が同一、同じ敷地内に居住している、公共料金等を負担しあっている、これらの状況にある方々は同一世帯に属するものとみなします。

申請に必要なもの / ①6月以降に届いた介護保険料の決定通知書②健康保険証③世帯全員分の収入が分かるもの④各種手当の通知⑤世帯全員分の預貯金通帳、有価証券(または保有状況が確認できる書類)⑥公共料金領収書または通知書(電気、ガス、水道各1枚ずつ) ※いずれも写しをご提出ください。

減額後の保険料 / 第3段階の方=年額2万9664円、第4段階の方=年額3万7080円

申請期限 / 6年3月29日

備詳しくはお問い合わせください。

問介護保険課 ☎5432-2643 FAX5432-3042

税金

税理士会による「税の無料相談」

対象地域	開催日時	会場・申込先
世田谷税務署管内	9月9日(出) 午後1時30分~4時 【相続税専用】 9月15日(金) 午後1時30分~4時	東京税理士会世田谷支部(若林4-31-7ベルジェ102) ☎5481-0770 FAX5481-0771
北沢税務署管内	9月11日(月) 午後1時~4時	東京税理士会北沢支部(松原6-1-10アイリンマンション3階) ☎3322-7894 FAX3323-3571
玉川税務署管内	9月8日(金) 午後1時~4時 【相続税専用】 毎週火・木曜 午前10時~午後4時	東京税理士会玉川支部(玉川2-4-4玉川酒販会館3階) ☎3700-0562 FAX3708-5131

担当=課税課
備要予約。相談時間は1回30分。1回のみ無料。

子ども・若者

私立幼稚園園児の保護者への補助

補助内容 / ①入園料(新規入園)=年額9万円以内②保育料=月額上限2万9500円~3万8900円(世帯の所得等による) ※その他、預かり保育利用料等に対する補助制度等もあります。

備子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園、認定こども園は補助の対象となりません。詳しくは、区のホームページまたはパンフレット(園で配布)をご覧ください。

問子ども・若者支援課 ☎5432-2066 FAX5432-3016

外国籍で6年4月に区立小・中学校への入学を希望する方へ

①平成29年4月2日~30年4月1日②平成23年4月2日~24年4月1日に生まれた外国籍のお子さんは、通学区域の①区立小学校②区立中学校に入学できます。その際は学務課で入学手続きが必要です(小学校在学中で令和6年4月に区立中学校に進学する場合も手続きが必要)。

備住民登録のない方は、氏名、生年月日、性別、国籍、住所を確認できるものを持参。

問学務課 ☎5432-2683 FAX5432-3028

ねつせた! 第15期メンバー募集

活動内容 / SNSを活用し若者目線で情報発信

対区内在住・在学の高校生・大学生世代の方

活動任期 / 10月~6年3月 ※以後の継続も可。

●募集説明会

日①9月8日(金)午後6時30分~8時②9月14日(休)午後7時~8時30分③9月26日(火)午後6時30分~8時(いずれも同内容)

備オンライン開催。詳しくは、ホームページ(後記二次元コード)をご覧ください。

申ホームページまたは電話で子ども・若者支援課(☎5432-2585 FAX5432-3050)へ

ねつせた! ホームページ▶



幼稚園等での預かり保育

対保護者の就労等で日中保育を必要とする在園児

備詳しくは、「保育のごあんない」(総合支所子ども家庭支援課、保育園、出張所・子育てセンター等にあり)または区のホームページをご覧ください。

問子ども・若者支援課 ☎5432-2066 FAX5432-3016、保育課 ☎5432-2966 FAX5432-3018